

14 文化財

14-1 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

「評価書 表 8-3-6-4」に示す埋蔵文化財包蔵地について、改変の可能性のある区域との重ね合わせを行い、改変面積及び改変率を算出した。改変の可能性のある区域として、「第3章 表 3-4-2-1」に示す範囲を設定した。なお、非常口（都市部・山岳部）は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 100m の範囲を、トンネル坑口は「環境影響評価関連図」に示した中心から半径 100m の範囲を、変電施設は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 150m の範囲を設定した。埋蔵文化財包蔵地の改変面積及び改変率を表 14-1-1 に示す。

表 14-1-1 埋蔵文化財包蔵地の改変面積及び改変率

地点番号	A. 埋蔵文化財包蔵地の概ねの面積 (㎡)	B. 埋蔵文化財包蔵地の概ねの改変面積 (㎡)	改変率 B/A (%)	これまでの調査状況	破壊状況・備考
14	6,400	420	7	一部本格調査実施 (縄文遺跡確認)	一部破壊、 S54 年調査
25	5,600	2,500	45	試掘調査 1 か所実施 (遺跡未確認)	
33	10,900	7,200	66	一部試掘調査実施 (遺跡未確認)	遺跡未確認だが、本格調査により遺跡確認の可能性大
36	1,000	1,000	100	調査履歴無し	古墳か塚か不明
45	114,600	3,900	3	試掘調査 1 か所のみ (遺跡未確認)	
46	46,300	1,400	3	一部本格調査実施 (縄文遺跡確認)	一部破壊、区画整理事業に伴う調査
49	33,400	0	0	試掘調査 2 か所 (試掘深さ 1.5m 客土のみ遺跡未確認)	
50	43,600	1,500	3	一部本格調査実施 (縄文住居跡 24 件)	圏央道工事に伴う調査
51	101,100	29,300	29	深さ 0.5m 試掘調査のみ (縄文土器確認)	
58	31,800	10,200	32	調査履歴無し	
65	161,600	33,700	21	住宅建設で工事中立会いのみ (調査履歴は無し)	
67	28,100	25,000	89	深さ 1.5m 試掘調査のみ (遺跡未確認)	
69	46,200	18,500	0※1	一部本格調査実施 (縄文住居跡 33 件)	一部破壊、大規模な集落遺跡、鳥屋小学校内
73	43,300	200	0	調査履歴無し	

※1. 関東車両基地は、鳥屋小学校・中学校に移転が生じないよう計画するため、「69 寺原遺跡」は改変しない。そのため、改変率は0%としている。

縮尺 1:10,000

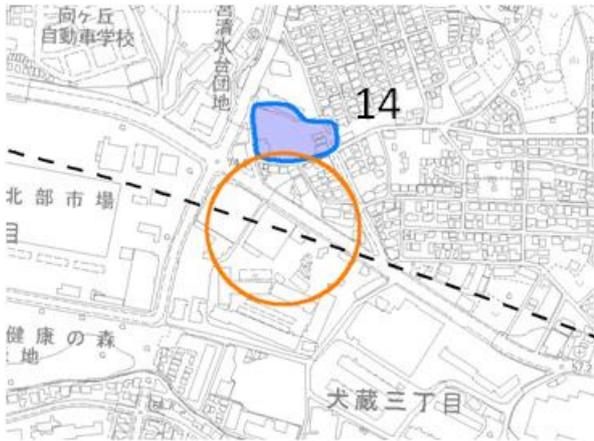


図 14-1-1(1) 非常口
(犬蔵三丁目付近)

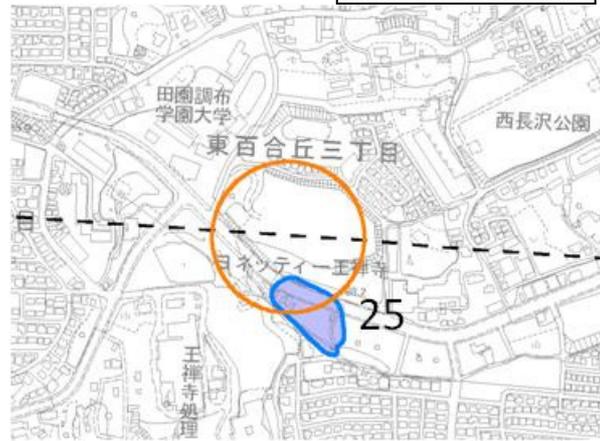


図 14-1-1(2) 非常口
(東百合丘三丁目付近)

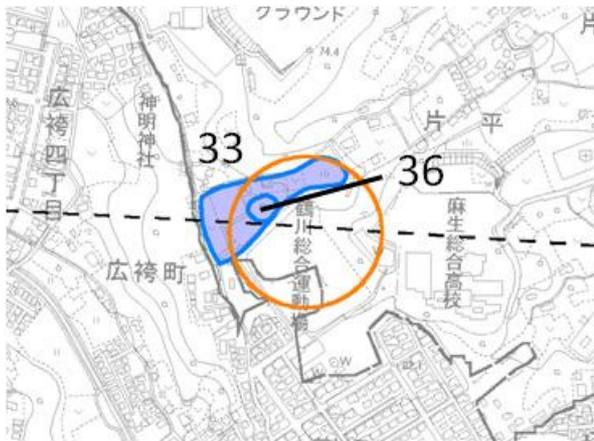


図 14-1-1(3) 非常口
(片平・町田市能ヶ谷七丁目付近)

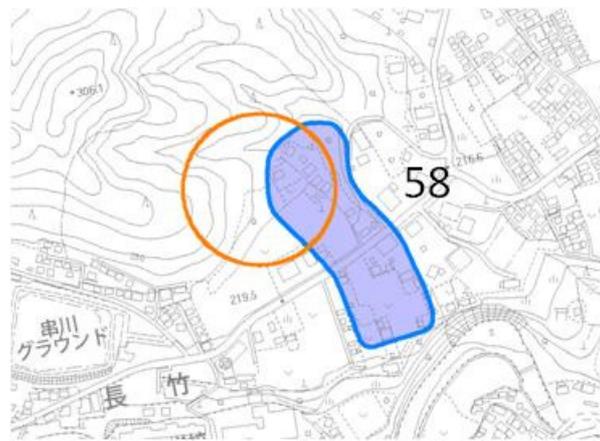


図 14-1-1(4) 非常口
(長竹付近)

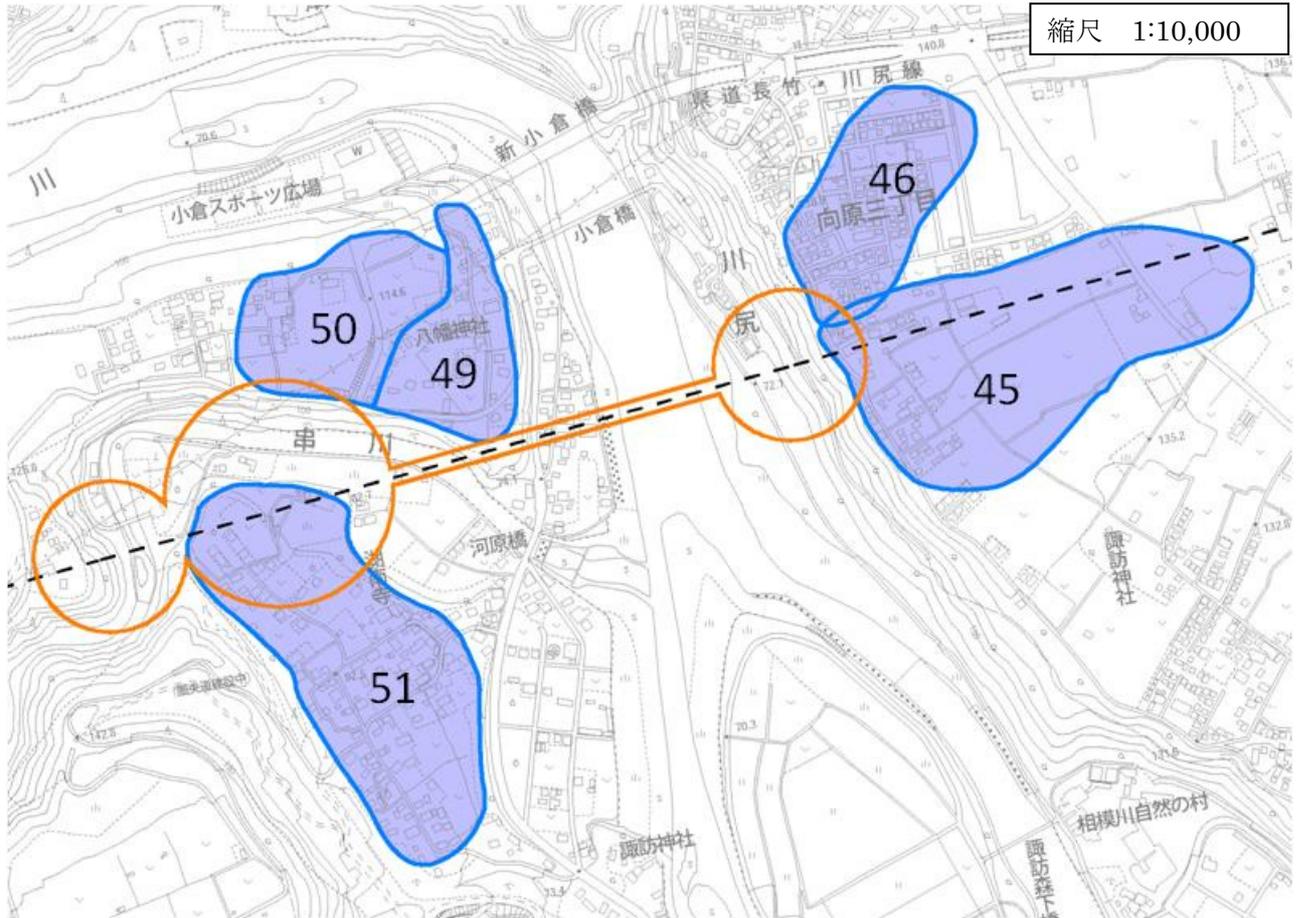


図 14-1-1(5) 相模川橋梁・変電施設周辺

工事中道路における埋蔵文化財包蔵地の改変面積及び改変率の算出にあたっては、道路幅を 15m と仮定し、埋蔵文化財包蔵地の改変面積が最大となる場合を想定して算出した。埋蔵文化財包蔵地の改変面積及び改変率を表 14-1-2、改変面積算出のイメージ図を図 14-1-2 に示す。

片平・町田市能ヶ谷七丁目付近の非常口における工事中道路を図 14-1-3 に、工事中道路において設定した改変の可能性のある区域を図 14-1-4 に示す。

表 14-1-2 工事中道路における埋蔵文化財包蔵地の改変面積及び改変率

地点番号	A. 埋蔵文化財包蔵地の概ねの面積 (㎡)	B. 埋蔵文化財包蔵地の概ねの改変面積 (㎡)	改変率 B/A (%)	これまでの調査状況	破壊状況・備考
30	29,600	4,200	14	一部本格調査実施 (陶磁器、井戸・炉跡 江戸時代)	S57 年調査
31	10,800	1,300	12	一部試掘調査実施 (遺跡未確認)	
33	10,900	1,200	11	一部試掘調査実施 (遺跡未確認)	遺跡未確認だが、本格調査により遺跡確認の可能性大

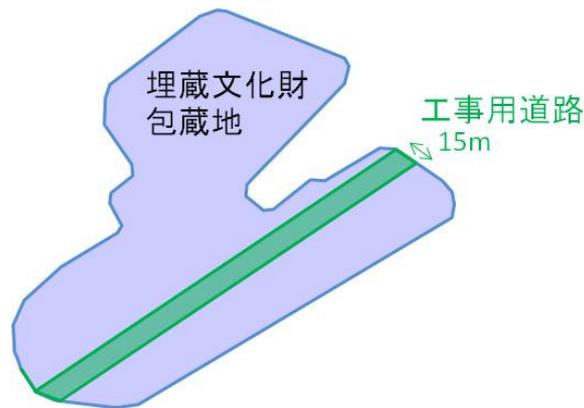


図 14-1-2 工事中道路における埋蔵文化財包蔵地の改変範囲 (イメージ図)

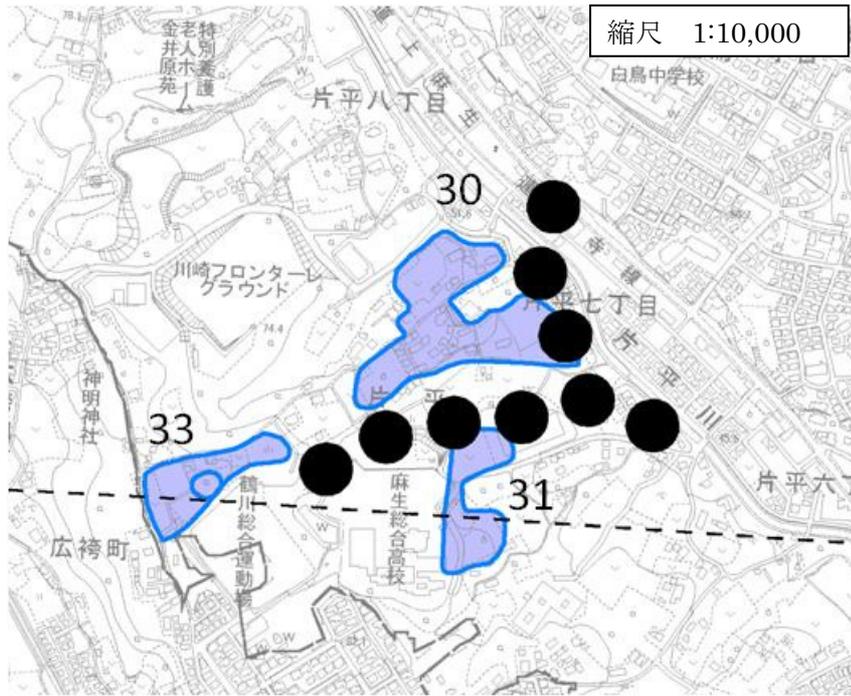


図 14-1-3 工事用道路
(片平・町田市能ヶ谷七丁目付近)

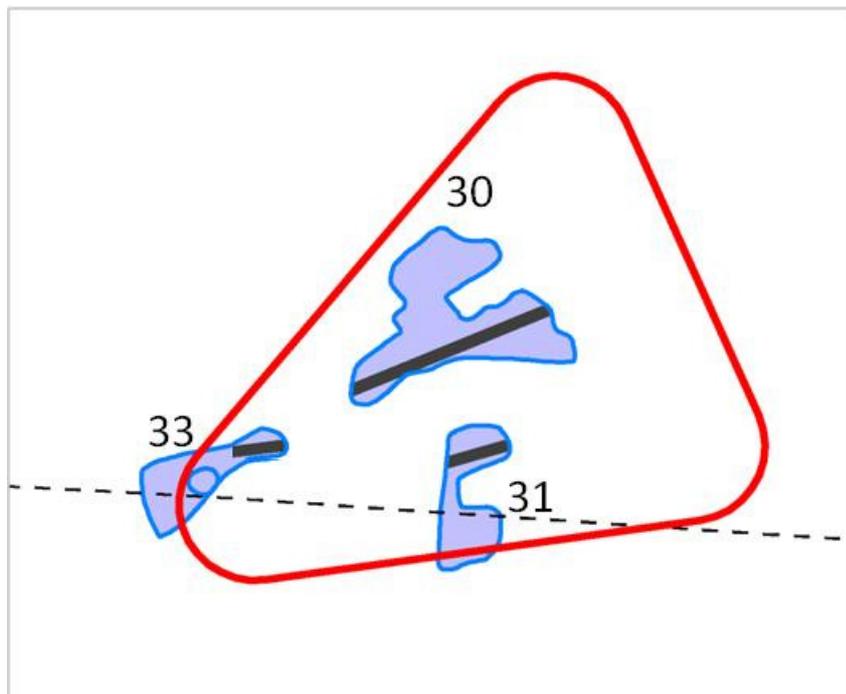


図 14-1-4 工事用道路において設定した改変の可能性のある区域

工事の実施にあたっては、改変する埋蔵文化財包蔵地について、試掘・確認調査等を関係機関と調整のうえ実施し、必要に応じて届出や文化財の保存等を行い、埋蔵文化財包蔵地に与える影響が小さくなるよう努めていく。